

兵高教組 調査情報

第37号 2007年2月26日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

電話：078-341-6745

http://www.hyogo-kokyoso.com

07確定
特集②

臨時教職員 兵庫の教育に不可欠の役割 賃金・待遇改善をみんなの力で！

今や、兵庫の県立学校で、臨時教職員の占める割合は3割。兵庫の教育を支える重要な役割を果たしています。しかし、その賃金と待遇は、あまりにも劣悪です。

高教組は、臨時教職員問題を今期確定闘争の重要課題と位置づけて取り組んできました。最終交渉では、年度末に向けて、高教組と県教委の双方が具体的な成案を得るために努力するという重要な回答を得ました。

職場からの世論を盛り上げて、なんとしても要求を実現させましょう。

①労働条件の事前明示

労働基準法第15条で義務づけられているにもかかわらず、文書で労働条件を事前に明示された人は、常勤講師の59%、非常勤講師の37%（高教組のアンケート結果）に過ぎません。中には、「夏休みの直前になって、長期休業中は雇い止めになると言われた。急に言われても生活して行けない」などの深刻な事例も高教組に報告されています。

県教委は、高教組の要求に対して、労働条件の事前明示徹底を約束しました。明示義務違反は、「30万円以下の罰金」（同120条）です。高教組は、「厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない」（同15条）が100%実施されるよう、具体的な明示内容を協議するよう申し入れています。

②時間講師の有給年次休暇付与

労働基準法第39条で義務付けられている年次有給休暇は、時間講師にも付与されなければなりません。しかし、県教委は、「請負契約」であることなどを理由に、今まで付与してきませんでした。

高教組は、「校長の命令の下で働く以上労働者

であり、労基法違反は明白」と追及してきました。

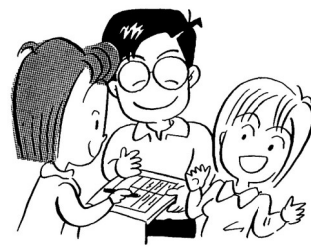
それに対して当局は、「他府県の状況等、情報収集を行っている。検討して行きたい」という前進的回答を行いました。

年休を付与しなければ、「6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金」（同119条）です。来年度から絶対に実施をさせましょう。

③同一校での連続勤務制限の緩和

臨時の校務員の同一校勤務が1年に制限されていること等が、現場に深刻な問題を引き起こしていることに対して、当局は「ノウハウの継承等について、どのようなことができるのか、十分学校の運用に支障がないような形での対応を考えていく必要があるが、今の段階では具体的な回答はできない。今後の検討課題」と回答するにとどまっています。しかし、

「学校の実情は配慮している」との回答も得ていますので、年度末に向けて、具体的に要求してゆきましょう。



④臨時教職員の雇用の継続

臨時教職員は、継続して任用される保障がないため、生活の安定に深刻な問題を引き起こしています。校長が親身になって継続任用の努力をしない場合、県教委に相談窓口をつくるように要求しています。

組合員の臨時教職員に関しては、高教組は、校長や県教委と交渉して、組織を上げて雇用継続に全力を尽くします。

⑤時間講師の給料は35週分支給させよう

学校の都合で月収が大きく変化する時間講師の待遇改善は急務です。高教組は月給制を要求して交渉してきましたが、当局は「月給制にするのは、なかなか難しいのではないかと考えている」という回答にとどまっています。

引き続き要求と運動を強めると共に、年度末に向けて、確保されている35週分の給料が確実に支払われるよう、それぞれの職場で実態を把握し、取り組みを進めます。

⑥採用試験の改善

高教組が強く要求している募集の年齢制限（40歳未満）の緩和・撤廃に関して、当局は、「今後大量に退職者が出ることや、平成19年10月1日の雇用対策法の改正の趣旨を踏まえ、各県の状況等調査し緩和する方向で検討していきたい」という重要な回答を行いました。これも、確実に実施させましょう

⑦雇用保険の適用問題

従来、1ヶ月以上雇用の空白が生まれた場合に支給されることになっている「失業者の退職手当」の要項をつくらず、周知してこなかった問題で、当局は、「隠し立てはしていない。必要な人には理解されていると思っている」と開き直りました。

年度途中で制度を改変したために、今年4月に失業する人は、雇用保険も失業者の退職手当も支給されない問題については、救済措置を設けることを要求しています。それができないのであれば、今年度については、県教委の責任で、希望者全員の継続任用を行う努力すべきであると、強く申し入れています。

高教組は、制度改変による不利益が生じないように、引き続き交渉を強めると共に、雇用の空白が生まれるという相談を受ければ、解決を目指して取り組みます。

臨時教職員のみなさん、高教組に加入して、共にたたかきましょう

高教組は、今、臨時教職員の賃金・待遇改善に全力を傾けています。運動を本格的に前進させるには、当事者である臨時教職員の皆さんが、高教組に加入され、立ち上がることが不可欠です。

高教組は、パワハラやセクハラなど、弱い立場につけいるような攻撃から組合員を守り、継続任用などの要求実現に全力を尽くします。

自分の権利を守ると共に、仲間の権利を守ることにつながる高教組への加入を、心から訴えます。



臨教問題をみんなで一緒に考える集い

3月2日 11:00~
兵庫高教組会館
(078-341-6745)

同日14時から三宮東遊園地で
これでいいのか？
働かせ方
大集会が開催されます。

講演 公務の非正規問題を解決する道筋
兵庫自治労連執行委員長
田中 達夫 さん

報告 来年度から、臨教の待遇がこれだけ改善！
職場からの交流もあります！